

第2回公社等運営評価委員会 議事要旨

- 1 日時
令和5年11月10日（金）午前10時00分から午後0時00分
- 2 場所
兵庫県庁2号館2階参与員室
- 3 出席者
 - (1) 委員
金崎委員長、河上委員、加納委員、中尾委員、長沼委員、藤本委員
 - (2) 兵庫県
財務部長、財務部次長、県政改革課長
- 4 議題
 - (1) 対面ヒアリング：新西宮ヨットハーバー（株）
 - (2) 対面ヒアリング：兵庫県土地開発公社
- 5 議事要旨
 - (1) 新西宮ヨットハーバー
 - ア 団体・所管課の意見
 - ・減資により経費を削減し施設に投資しているほか、コロナによるアウトドア人気により R4 年度は創立以来の最高売上・収益を達成しており、県借入金の償還は確実と見込まれる。
 - ・現在のところ放置艇問題は解決に向かっており、艇置スペースも空きがある状況。
 - ・大阪の5大学、兵庫の4大学・学部のヨット部が利用中。民間主体となれば値上げ等の可能性があり、大学によっては廃部となる恐れがある。
 - ・マリーナだけで収益を得ている施設は限定的。多くは船舶の販売によるマージンを収入としている。民間主体となれば、船舶を購入する顧客が優先となる。
 - イ 委員意見
 - ・施設の設置目的である放置艇対策は一定の役割を終えたが、マリーナのみで事業を継続することは難しく、県として学生の活動支援を続けるのであれば公共が引き続き関与する意義はある。
 - ・一方、主な顧客は富裕層と想定されることから、付加価値を付けた運営も方向性の一つ。大学生の施設部分を切り離し、それ以外は別の主体が経営するといった対応で価値を上げていくことも考えられる。
 - ・県だけが株式を売るとなれば他の株主との調整が課題となるが、株式としてのポテンシャルは高く、まとめて購入したいというニーズはあると考えられることから、マッチングして売買を行うなどの手法を検討すること。

(2) 土地開発公社

[経営状況]

ア 団体・所管課の説明

- ・経常収支は黒字を継続し赤字補填的な財政支援を受けずに運営を実施。
- ・R4 年度決算は保有資産の時価評価により特別損失を計上し約 20 億円の赤字となった一方、バランスシートの健全化が図られた。

イ 委員意見

- ・完成土地の 11 億円分について将来の換金価値を注記されたい。

[設立意義]

ア 団体・所管課の説明

- ・特別法に基づき地方公共団体に代わって公共用地の先行取得開発を行う団体。資金代行機能により柔軟かつ機動的に土地を取得可能。
- ・兵庫県もかつて土地基金を持っていたが、行革期間中の平成 30 年に先行取得は土地開発公社で行うという理由で廃止したと認識している。

イ 財務部意見

- ・長期未利用地の買い戻しが概ね完了するなど公社本来の設立意義が低下している中、公社を廃止し用地業務を県に一元化することで、公社ノウハウを継承し、県全体の用地行政の持続可能性を確保する必要がある。
- ・資金代行機能については県に特別会計があり対応可能。土地基金も有していたが、公社と特別会計で対応可能なことから廃止した。

ウ 委員意見

- ・全国的に土地開発公社の数が減少しており、解散する方向で考える自治体が多い状況。一般論としては組織が増えれば非効率な部分が出てくることはある。

[事業内容・見込み]

ア 団体・所管課の説明

- ・平成 10 年頃まで山陽自動車道の開通等を見据え、乱開発防止を目的とした数千ヘクタールの用地取得を要請されていた（いわゆる特定用地。現在、その大半は環境林として管理されている）。この時期と比べると当然業務量は減少している。
- ・公共事業のボリュームは減少傾向。事業量の多かった平成 22 年と今年の当初予算を比較すれば 3 割から 4 割は減っているが、無くなることはない。
- ・播磨臨海地域道路という国の事業が始まる見込み。事業量や期間は明らかになっていないが 20 年はかかると見込まれる。早期実現のため公社を充実させる必要がある。

イ 財務部意見

- ・土地開発公社の主要かつ本来業務は公有地の先行取得事業だが減少傾向。土地保有額は平成 10 年ごろが非常に多く、先行取得は約 3000 億円という状況であったが、現在は約 75 億円であり、98%減という状況。過去と比べて本来の存在意義という点では大きく低下している。

ウ 委員意見

- ・事業量が減少傾向の中、健全な財務状態を保っているうちに県に一元化し、公社ノウハウをいかに県に継承していくのかという点に注力して

いく方がよい。

- ・販売管理費が1億2000万円程あるが、事業規模が小さくなっていくと利益が出なくなる。そうなるまでに方向性を決める必要がある。

[執行体制]

ア 団体・所管課の説明

- ・かつては100名以上の職員がいたが、行革で37名まで減少。高齢化も進み一番若い職員が47歳、70歳以上の嘱託職員が6名。行革によりプロパー職員の新規採用を停止してきたことによるもの。
- ・平成30年の行革終了後も、プロパー職員退職に伴う県派遣職員の補充は実施されていない。
- ・県全体の用地取得業務の効率化という意味では公社に県の用地取得業務を移した方がよい。困難な案件を公社で受けることも多く、プロパー職員と県職員では歴然とした専門性の差があり、交渉事に慣れないと難しい。県職員に専門性を持たせるか、公社のプロパー職員に専門性を持たせて委託するか、どちらが効率的かということ。

イ 財務部意見

- ・用地取得業務は土地開発公社と県の二元体制で行っているが、平成20年度から平成30年度の行革で公社のプロパー職員の採用を止めていた。
- ・用地取得業務は県職員も行っており、平成30年度以降はプロパー職員の退職後は、必要に応じて県職員で補充をすると整理している。
- ・公社廃止後のプロパー職員の方は、自主事業を含め土木系の別団体に移っていただき、引き続き県の用地関係の担当組織に派遣されて業務を行っていただく。
- ・いずれプロパー職員の方がいなくなったとしても、県として独り立ちできるようにすることで執行体制の課題を解消できるのではないかと。現状では公社が有する貴重なノウハウを失い、今後の用地取得業務にも支障が出る。

ウ 委員意見

- ・高齢の嘱託の方を県が土木事務所で直接雇用するという方法もあるなら、土地開発公社という形を維持しながら公社が雇い続けるという意義がよく見えない。
- ・県か公社のどちらにノウハウを移転していくかという話だが、事業量が減少する中で無理に人を採用して運営していくのは難しく、県に移して適切に対応する方がよい。プロパー職員の方が40代以上しかいないというのは良い機会とも言える。
- ・専門性の認識が異なっていると感じており、県職員で代替できるのであれば県で行えばよいが、それなりの専門業務で知識が必要と思う。

[総括委員意見]

過去と比べると事業量が減少傾向にあり、また、職員の年齢構成等を考慮すると執行体制が脆弱になりつつある一方で、今後とも用地取得業務は公共事業の根幹となる重要な業務と考えられる。

県への一元化が望ましいと考えられるため、現行二元体制にある用地取得について、業務の効率性、人材の育成、機動的な資金対応の面から、あり方を検討すること。